

# 文教委員会資料②

## 1 所管事務の調査（報告）

### （2）「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

資料1 「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の改正について

資料2 「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」に関するパブリックコメント手続  
の実施結果について

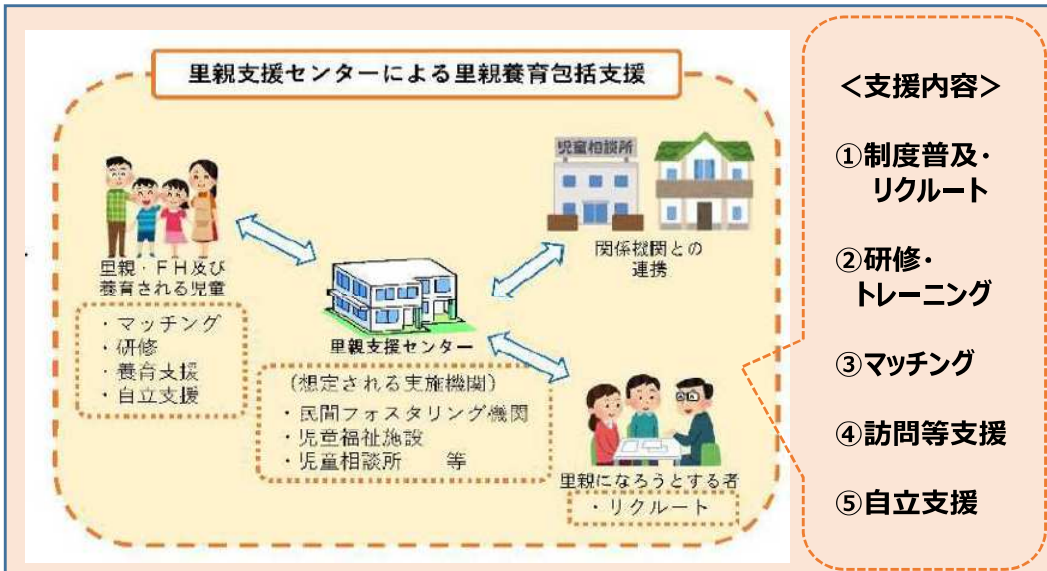
参考資料 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

こども未来局

（令和6年2月2日）

### 1 「里親支援センター」の設置について

- 令和4年度の改正児童福祉法において、**里親支援事業を行うほか、里親及び委託児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが新設**。着実な里親制度の推進を図るため、**児童福祉施設として位置づけられることとなった**。
- これまでの里親支援機関による支援が里親支援事業の一部のみにとどまっているという現状を踏まえ、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うための施設として里親支援センターを設置することにより、家庭養育を推進し、児童の養育環境の向上を図る。



### 2 自立支援計画策定時における児童への意見聴取

- 改正児童福祉法第33条の3の3において、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために児童の最善の利益を考慮するとともに、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下、「意見聴取等措置」という。）を行う規定を新設。
- これに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「内閣府令」）において、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の施設長に策定が義務付けられている**自立支援計画の策定時においても、同様に意見聴取等措置と同様の措置を行う旨の規定を設ける**。

### 3 基準条例の改正内容について

- 里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられることに伴い、他の児童福祉施設と同様、施設の運営、設備等基準について定める。
- 自立支援計画策定の際、対象者の年齢、発達の状況等に応じて意見聴取その他の措置を行い、計画に反映させることを定める。

#### <基準条例の改正内容について>

- 内閣府令の**各規定は改正児童福祉法の理念を実現するために適した基準**となっており、本条例について、従うべき基準・参酌すべき基準ともに、**内閣府令同様の内容の規定**とする。
- ▶ 設備の基準
  - ▶ 職員の配置と資格要件
    - ・里親制度等普及促進担当者
    - ・里親等支援員
    - ・里親研修等担当者（里親トレーナー）
  - ▶ センター長の配置と資格要件
  - ▶ 里親支援の内容
  - ▶ 業務の質の評価等
  - ▶ 関係機関との連携
  - ▶ 自立支援計画の策定時における意見聴取その他の措置 等

### 4 今後のスケジュール

	12月	1月	2月	3月
パブコメ 手続		<b>パブコメ 実施</b>	・上旬 パブコメ結果 公表	
市議会			・上旬 文教委員会 (パブコメ報告)	<b>議案審査</b>

令和6年4月1日施行

「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

改正児童福祉法の趣旨を反映し今般改正された内閣府令の各種規定に基づき、本市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例においても、改正内容を反映するため、条例改正の手続きを行います。上記の条例を定めるに当たって、市民の皆様からの意見を広く募集しました。

その結果、8通（意見総数30件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方についてお示しいたします。

## 2 意見募集の概要

意見募集の期間	令和5（2023）年12月21日（木）～令和6（2024）年1月19日（金）
意見の提出方法	インターネット（フォームメール）、郵送、ファクシミリ、持参
募集の周知方法	（1）市ホームページ （2）かわさき情報プラザ、各区役所・支所の閲覧コーナー （3）関係機関（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、川崎市里親会）へ案内を送付

## 3 結果の概要

意見提出数（意見数）		8通（30件）
内 訳	電子メール	8通（30件）
	郵送	0通（0件）
	ファクシミリ	0通（0件）
	持参	0通（0件）

## 4 意見の内容と対応

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に対して、里親支援センターの支援内容の充実を求める御意見等が寄せられました。御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、案に対する要望の御意見などについて、今後の運営の参考とさせていただくほか、内閣府令に基づく条例の一部改正手続きを進めてまいります。

### 【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

### 【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 自立支援計画策定にあたっての意見聴取に関する事		1	1			2
(2) 里親支援センターの機能・設備に関する事			3	1		4
(3) 里親支援センターの運営・業務管理に関する事			1	1		2
(4) 里親支援センターの支援内容に関する事		3	9	2	1	15
(5) 里親制度の啓発に関する事				1	1	2
(6) 事業の名称に関する事			1		1	2
(7) その他			1	1	1	3
合計	0	4	16	6	4	30

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 自立支援計画策定にあたっての意見聴取に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	措置児童への情報の提供や意見の聴取はおとな（里親）経由になりがちであり、本心を伝えることがはばかられるようなこともある。もしくはそもそも意見を聞かれる対象として認識されず、機会を失っているような場合も考えられる。こどもの発達の状況を踏まえつつ、できるだけ間に大人を挟まない形で、素直な意見聴取の機会を設けていただきたい。	こども基本法の制定により子どもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として定められたこと、令和6年4月に改正される児童福祉法においても意見聴取等措置が定められました。それらの規定の趣旨を受け、自立支援計画策定時には、児童相談所や施設の職員等がこどもに寄り添い、その年齢や発達状況のほか、こどもの希望する進路等を一緒に考え、先を見据えた支援につながるよう、丁寧に意見を聴く機会を設けるように努めます。	C
2	年一の自立支援計画書の作成に子どもの意見をいれるということはおおいにやっていただきたい。そこには施設で相談員の意見も取り入れるように里親の考えも聞いていただきたい。	こどもの成長や発達に伴い、自らの考えや希望が一層具体化していくことと思いますが、それを丁寧に聞き取り、言葉に置き換えていくことで、こども本人と関わる大人の間で支援の内容が明確になり、今、そしてこれから必要な支援に結びつくものと思われまます。	B

### (2) 里親支援センターの機能・設備に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	里親支援センターの設置について、川崎市を地域毎に3地域に分け、3センターの設置を提案する。そうすることで、児童相談所のように、地域毎にきめ細やかな支援が実施できるのではないかとと思う。	今後も里親登録者数や委託児童数の増加を目指していく方向性であり、1件1件にきめ細やかな支援の手を届けていくことが里親支援センターの役割の1つと考えるため、設置に関する国の考え方や運営経費等の動向を注視しながら、今後の設置に向けた検討の際に参考にさせていただきます。	C
2	こどものサインをとらえ、早期に適切な支援を実施するためには、かかりつけ医のような地域内の拠点も必要ではないか。特別な場所を作るよりも、普段から利用できる場所に頼れる人・見守ってくれる人がいるという形のほうが、利用もしやすいのではないかと	今後も里親登録者数や委託児童数の増加を目指していく方向性であり、1件1件にきめ細やかな支援の手を届けていくことが里親支援センターの役割の1つと考えるため、設置に関する国の考え方や運営経費等の動向を注視しながら、今後の設置に向けた検討の際に参考にさせていただきます。	C
3	社会的養護の子どもたちの中には学校に行き難い子どももいるかと思う。そういったときに、市販の教材や通信教育のような家庭学習のツールの活用は学びの継続の保証に有用である。家庭学習のツール（紙媒体、専用端末、専用アプリケーションをインストールした汎用端末）の中から代表的なものを選定・展示し、見てみたり、試しに触ってみたり、違いについて確認し、相談できるような場所があれば助かる。常設的な学習支援の場として整備していただきたい。	子どもの学習支援については、里親支援センターにおいても必要な視点と考えますので、設置に関する国の考え方等の動向を注視しながら、今後の設置に向け検討いたします。	D
4	里親支援センターにピアサポート部門を設けてほしい。 里親会の事務局部門をセンターに担ってほしい。	里親支援センターにおいては様々な支援機能が想定される中、ピアサポートについてもその一環として取り扱うことも可能ではないかと考えます。	C

### (3) 里親支援センターの運営・業務管理に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	里親支援センターでは個人情報の扱いがどのようになるのでしょうか。今後もこれ迄と同様に個人情報がきちんと管理できる機関等で継続し、行っていただきたいと思っています。	里親支援センターで取り扱う種々の情報についても、国が定める個人情報の保護に関する法律のほか、運営する団体が定める規程類に基づき、厳正に管理していくこととなります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
2	さまざまな里親支援機関がありますが、各所から出向するなど、支援者の拠点となるような里親支援センターがよいと思う。	支援のニーズは多種多様であると考えられるため、様々な経験や視点を有する方が里親支援センターを支えることにより、一層のつながりが期待できるものと考えられます。	C

#### (4)里親支援センターの支援内容に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	今後委託里親が増えていくことを考えると、委託後措置変更となるケースも増えてくる。 <u>里親支援センターには、委託開始時だけでなく、措置変更時・措置変更後のサポートも行ってもらいたい。</u>	<u>里親支援センターは、制度の周知啓発、リクルートから研修、マッチング、委託時・後の継続的な支援、委託解除後のフォローと、一貫した支援を担います。そのため、里親宅からの措置変更に関する支援も業務の1つとなります。具体的な支援の内容については、今後の国からの通知等を勘案し、検討してまいります。</u>	B
2	支援制度の円滑な情報提供を行えるようにしてほしい。	里親支援センターにおいて、行政その他関係機関と連携を図り、子ども・里親に有用な情報を提供することを機能の1つとして位置づけするなど検討してまいります。	B
3	縁組里親を希望する場合は、研修をもう1日プラスして縁組里親についてのプログラムを実施し、またさらに新生児に特化した別プログラムも行うなど、研修の見直しが必要であると思う。	研修内容の充実は、里親育成のために必要不可欠であるため、今後も関係機関との協議を進めてまいります。	C
4	ライフストーリーワークや真実告知のフォローも自立支援に含まれると思う。里親名簿登録に関わらず、専門職による長期的な里親支援ができると良いと思う。	子ども・里親の人生に寄り添って継続的な支援、関りができることが里親支援センターの強みであると考えます。	C
5	未委託里親のトレーニングも里親支援センターが施設と協働し、より手厚く実施できる体制を整えていく必要があると思う。	里親支援センターが中心となり、施設などの関係機関と連携を図りながら、こまめに意向、状況の確認や研修への参加の促し、様々な活動等への参加を通じ、切れ目のない支援をしていくことが重要であると考えます。	C
6	現在、地域の子育て支援であるショートステイの要望が多いので、未委託里親がショートステイ事業（里親ショートステイ）を実施する事を提案する。その際、里親支援センターに里親ショートステイのトレーナーとコーディネーターを配置し、未委託里親の育成と支援をして行ければ良いと思う。	未委託里親へのショートステイ実現に当たっては、各未委託里親の実情を十分に把握したコーディネーター等が不可欠であると思われませんが、里親の力を地域の子育て家庭のために活用していくことは本市の実情を考慮すると必要なことであると考えています。	C
7	今後、里親委託が増加することを見込み、各児童相談所に里親担当専属の職員配置が必要であると思う。各児童相談所の里親担当と里親支援センターの職員が連携をしっかりとる事で、里親へのきめ細やかな支援や緊急対応が可能になると思う。	児童相談所における職員の配置は国の示す基準等に基づき行われるものであるため、今後も国の動向に注視しながら適切かつ効果的な職員配置を行います。	E
8	新しいセンター形式になるに当たって、現状の支援が途切れることがないように、注力することが最低ラインの里親支援、里子の利益を守ることとなると思います。そして、現状では支援が届かず、ピアサポートのみで細々と繋がっていて不安の大きい、民間からの縁組完了者や、親族里親へも、養親が希望する、しないに関わらず、子どもの権利として里親支援をお知らせし続	里親支援センターの設置に当たっては、現行のフォスタリング機関からの移管等が発生することが想定されますので、支援が途切れることの無いよう、スムーズな手続きの手法等について検討してまいります。	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	ける事が、いずれ子どもの利益を守る事に繋がるはずです。		
9	各施設の里親支援専門相談員に、自分の所が関わってなくても情報提供して近くに住んでいる里子に施設の方から積極的に関わられる仕組みを作っていく里親子同志の交流、レスパイトの有効な運用に繋げて頂きたい。また、イベントを施設の垣根を超えてセンターがやれるようになって欲しい。	市内に存在する各施設の強みを活かし、こども・里親とのつながりを積極的に持つていくことは、今後の施設の求められる機能の1つであると考えます。また、センターが中心となり、各関係機関との連携を図ることを想定しています。	C
10	委託中の里親の、心理判定を子どもと同じようにやって欲しい。	里親支援センターには心理療法を担当する職員が加配として配置できますが、支援の対象、範囲については未だ国から提示がないため、今後も国の動向を注視しながらセンターの機能について検討いたします。	D
11	里親のリクルート、研修時には包み隠さずいいことも嫌なことも、情報提供して覚悟を持たせて欲しい。	里親認定前の研修など、機会を捉えて里親制度の実情をお伝えしていくことは有用であるものと考えますが、現時点では伝える内容や方法等が決まっていないため、里親支援センター設置に向けた研修等養成手法を検討していく中での今後の議論になるものと思われまます。	C
12	長期間のフォローができるようにシステムを作って欲しい。そこに解除になった里親も参加できたらいいと思う。子どもにはたくさんの大人が見守ってくれる事が大きくなっていく上で絶対に必要。	里親支援センターの設立により、従来よりも一層の里親支援体制の充実を目指してまいります。	C
13	児童養護施設については、里親支援以前に、こども達を家庭養育につなげていく努力、里親委託へつなげていく努力がなされるべき。	施設に求める機能としては、川崎市こども・若者の未来応援プランにおいても、地域・家庭への相談支援や里親家庭への支援など、地域の児童福祉における重要な拠点としての役割を担っているとしています。今後も里親支援に関する重要な機関の1つとしての役割が果たせるよう、議論を進めていきます。	C
14	里親養育と言っても、縁組と養育では立場、責任、相談内容にも差があります。そうしたデリケートな部分も考慮していただけるとありがたい。	里親支援センターにおいては、里親の種別にとらわれない、総合的なサポートを念頭に事業運営を進めていくこととなります。それぞれの里親家庭が抱える事情やニーズを把握し、丁寧な対応が実現できるように、今後具体的な内容を検討していくこととなります。	D
15	「支援」の文字が目立つのですが、上から目線が強い事を感じる。里親の持つ力を活用するなど、里親同士の相互支援の視点を支援センター構想の中にも入れていただけるとよい。	こどもの育ちを温かく見守り、支えていくことは、各支援機関が担う役割であり、里親もその一員であると認識しています。また、一方では御家庭での日々の子育てを中心的に担っていただく実情も踏まえ、様々な課題などにもっとも直面する機会が多い里親に対する様々な支援は必要不可欠と考えています。 センター側の支援を行う視点や考え方は一方的にならないように配慮を行いながら連携を図っていくことが重要であると考えています。	C

### (5)里親制度の啓発に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	制度普及について、市としても啓発に力を入れていくべきである。	里親月間におけるイベントの開催にあたってはこれまでも市政だよりやホームページへの掲載等本市が有する広報媒体を活用してまいりました。 会場の確保につきましては、実施する事業の内容にもより、本庁舎の会議室を活用するなどの可能性も視野に入れ、今後も連携を図っていきたくと考えています。	E
2	里親やこどもが生活する日常の中で、家庭養育に関する知識や認識の啓もうが進んでいるとはいえない。地域社会の認識の向上は、家庭養育環境を整えるという養育支援の効果も期待される。そのための制度周知、啓もうを実施していただきたい。	里親支援センターの運営に当たっては、こども・里親のみならず、多くの関係者の協力が必要であると想定しています。そのため、今後のセンター開設等に当たっては、事業内容の周知方法や、周知先等もあわせて検討してまいります。	D

## (6)事業の名称に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	ふるさと里親のネーミングについて、他都市のように名称変更をすることで、保護者の同意が取れやすくなるのではないかと。	「ふるさと里親」制度の、より一層の周知、活用を目指していくことにより、その趣旨や事業内容を正しくご理解いただけるよう今後も努めてまいります。	E
2	里親支援センターの名称ではおとな(里親)が前面に出ており、子どもを支援する趣旨が見えにくい。家庭養護の目的はあくまで子どもの人生の伴走であることをとらえれば、名称もそのような意図を汲むべき。	児童福祉法上は「里親支援センター」との呼称が定められてはいるものの、実際のセンター運営に当たっては、別の呼称、愛称を定めることも可能であると考えております。現段階では国の通知類も発出されておらず、詳細は不明な点があるため、今後の検討となりますが、利用をすることも、里親にとってなじみやすく、また、市民にも理解を得られやすい呼称、愛称を定めることにより、センター業務が効果的に進められていくものと思われま。	C

## (7)その他

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	今回のパブリックコメントは、法改正を受けたものではあるが、具体的に川崎市政が何をすることがわからない段階で実施されており、初度の意見聴取の位置づけといえる。今回の意見聴取を踏まえ、具体的な議案を策定した段階で、議案に対し別途パブリックコメントを実施することが適当ではないかと。	今後正式に法改正等が行われる中で、里親支援センターの運営等に関する詳細な国の考え方等が示されるものと思われま。求められるニーズを把握し、具体的な支援の内容とするため、関係機関等にも広く意見を伺いながら本市におけるセンターの運営イメージについて検討してまいります。	D
2	里親に委託されている子どもの CW を固定して欲しい。	人事異動等により職員の交代はあるものの、業務の引継ぎ等を適切に行い、切れ目のない支援を実施してまいります。	E
3	里親支援センターを川崎市が設置をすすめることに賛成する。里親制度が、より一層質量ともに川崎市内で推進されるために、里親支援センターの設置をすすめていただきたい。初めて設置される児童福祉施設であるため、機関の連携充実が鍵となる。	里親支援センターが中心となり、すべての関係機関が連携を図ることによって、結果的に本市の里親制度のさらなる推進に寄与するものと考えま。	C



## パブリックコメント手続資料

### 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

- 令和4年に行われた児童福祉法の改正により、里親支援事業を行うほか、里親及び委託児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが新設され、里親制度の推進を図る児童福祉施設として位置付けられました。
- 改正児童福祉法第33条の3の3において、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために児童の最善の利益を考慮するとともに、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下、「意見聴取等措置」という。）を行う規定が新設されました。これに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「内閣府令」）において、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の施設長に策定が義務付けられている自立支援計画の策定時においても、同様に意見聴取等措置を行う旨の規定を設けることとなりました。
- 改正児童福祉法の趣旨を反映し今般改正された内閣府令の各種規定に基づき、本市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例においても、改正内容を反映するため、条例改正の手続きを行います。
- 上記の条例を定めるに当たって、市民の皆様からの意見を次によりお寄せください、

#### 1 募集期間

令和5年12月21日（木）から令和6年1月19日（金）まで

※郵送の場合：1/19（金）当日必着 持参の場合：1/19（金）17時15分まで

#### 2 閲覧場所

川崎市役所本庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）

川崎市のホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

#### 3 意見の提出方法

- ◆郵送・持参・FAX・電子メール(電子メールは専用フォームを御利用下さい。)
  - ◆意見書の書式は自由です。
  - ◆必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- \* 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

#### 4 送付先・問い合わせ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（児童福祉担当）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044(200)2929 FAX: 044(200)3638

※電子メールは、市ホームページ「意見公募」から専用フォームを御利用下さい。

#### 5 その他

お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

# 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（内閣府令）について

## 1 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「法」という。）については、その施行に向けて関連法令として、「児童福祉法等」の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号。以下「施行府令」という。）等が令和5年11月14日に公布され、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行されることになりました。

施行府令においては、改正法第7条に定める里親支援センターの設置に関する事項及び、同法第33条の3の3に定める意見聴取等措置と同様に、施設等入所者の自立支援計画策定時に採るべき意見聴取等の措置に関する規定が定められました。

これに基づき、本市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例においても、該当部分に関する改正手続きを行うものです。

里親支援センターについては今回の法改正にて初めて設置された児童福祉施設であること、また、意見聴取等措置については、施設等に入所する児童等の意見を聴き、着実に自立支援計画の策定に反映させることが求められることから、改正法の趣旨を踏まえ、本市条例に反映させるにあたり広くご意見を伺うものになります。

## 2 国が定めた基準と本市の条例への反映について

国が定めたこれまでの基準を、地方自治体において基準を条例で定めるにあたっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	◆法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	◆省令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	◆省令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	◆基準としての継続性を確保することができるか。 ◆市民の理解は得られるか。		

### 3 条例で制定する基準について

#### ①制定する内容

里親支援センターに関すること

自立支援計画策定時における意見聴取に関すること 等

#### ②条例制定における基本的考え方

国の基準（府令）は、児童福祉法の理念に即したものであり、また、各規定は改正法の趣旨を実現するために適した基準となっていますので、国と同じ内容で条例を定めます。

### 4 条例制定までのスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表した上で、議会の議決を経て、令和6年4月1日に条例を施行します。